

普 遍 者 た ち

——『公孫龍子』通變論の立場——

浅 野 裕 一

序 言

落毎に区切って、それぞれに番号を付した。

これまで筆者は、『公孫龍子』六篇の中、指物論・堅白論・白馬論の三篇について、私見を述べたことがある。⁽¹⁾ 引き続きいて小論では、残る三篇の中から通變論を取り上げ、そこに展開される公孫龍の論理学的立場を考察してみる。

通變論は、条件の変化にかかわらず、常に一定不変の独立性を維持する普遍概念(通)と、与えられた条件の変化につれて、自らも性質を変化させて行く特殊概念(変)との関係を主題とする。しかしその内容は、古来難解をもって聞こえる『公孫龍子』の中にあっても、指物論と並んで、とりわけ難解である。もとより、すでにさまざま解釈が試みられてきてはいるが、そのいずれもが、筆者には納得しがたい部分を多く残している。そこで小論においては、まず通變論に対する筆者の理解を提示し、ついでその思想的特色を指摘することにした。

解釈に際しては、明の崇徳書院二十家子書本を底本としたが、一箇所だけ道藏本により校訂を加えた。また行論の便宜上、原文を意味上の段

(1) 曰、二有一乎。曰、二無一。
曰く、二に一有るか。曰く、二に一無し。

客は公孫龍に対し、二の中には一が存在するか、と訊ねる。客は自然数を計量数としてのみ捉え、二は当然に一を含む、との集合論的立場を取っている。

ところが客の期待に反し、公孫龍は二の中には一は存在しないと応答する。公孫龍は、自然数の本質が計量数よりも順序数の性格の側にあると捉え、二番目の数を意味する二の中には、一番目の数なる意味は全く含まれない、との立場を取るからである。

これによって公孫龍は、自然数の本質たる順序数は、与件の如何にかかわらず、決して他の数を不純物として己れの内部に混在させたり、逆に他の数に包摂・吸収されたりはせぬ、独立性と普遍性(通)を保持す

る、と宣言したのである。

(2) 曰、二有右乎。曰、二無右。

曰く、二に右有るか。曰く、二に右無し。

つぎに客は、要素二個に対応する数二の中には、右が存在するか、と質問する。客の意図は、二が存在するならば、当然そのいずれか一方は右側に位置するから、二なる数概念は、その内部に右概念を包摂しているのではないかと、とするとところにある。しかるに公孫龍は、二の中に右は存在しないと答えて、それを否定する。

ここでも公孫龍は、二なる自然数の本質を、順序数として思考している。数の本質たる順序数の性質に即して考えるならば、もとより二番目の数は、己れの中に右なる概念を包摂したりはしない。したがって、単に与件が数二の存在のみであれば、二がその中に右を含むとの命題は、何ら成立しないのである。

(3) 曰、二有左乎。曰、二無左。

曰く、二に左有るか。曰く、二に左無し。

ここでの問答は、前の(2)と全く同じ構造である。公孫龍によれば、数二の存在のみが与件である以上、二は決して左概念を含有したりはせぬのである。

(4) 曰、右可謂二乎。曰、不可。

曰く、右は二と謂う可きか。曰く、不可なり。

客は、右が存在するならば、それを二と称せるかと訊ねる。客の意図は、右が左の存在を必須の前提条件とする相対概念である以上、右の存在は、そのまま個数二の存在を指示するのではないかと、とするとところにある。

だが公孫龍はそれを否定し、すでに右が存在するとの与件は、あくまでも個数一の存在、すなわち一番目の数の存在しか意味せず、したがって右の存在を根拠に、そこに二番目の数があると称することはできない、と答える。

(5) 曰、左可謂二乎。曰、不可。

曰く、左は二と謂う可きか。曰く、不可なり。

これも前の(4)と全く同じ構造で、公孫龍は、左なる個の存在形態から、個数二の存在を導き出す論理は成立しないと、重ねて主張する。

(6) 曰、左與右可謂二乎。曰、可。

曰く、左と右とは二と謂う可きか。曰く、可なり。

客は、左と右とがともに存在するならば、それを個数二が存在すると称してよいかと訊ね、今度は公孫龍もそれを是認する。すでに左と右なる要素二つが抽出された以上、そこには必ず二番目の数が存在するからである。

(7) 曰、謂變非不變、可乎。曰、可。

曰く、変ずるは変ぜざるに非ずと謂うは、可ならんか。曰く、可なり。

客は、与件の如何に応じて変化する概念(変)とは、与件の如何によらず決して変化しない概念(不變)ではない概念である、と定義することは可能かと問う。そして公孫龍もそれを承認する。

(8) 曰、右有與。可謂變乎。曰、可。

曰く、右は与するもの有り。変ずと謂う可きか。曰く、可なり。

そもそも客は、左右を相対的位置概念としてのみ理解している。故に客にとっては、右側に位置するもの、すなわち右概念の成立は、対応者

(与)としての左側に位置するもの、すなわち左概念の存在を、必須の前提条件とする。

そこで客は、左の位置変化につれて、かつての右が左へと移行し変化する事態を含蓄しつつ、右は可変概念と見なしてよいか、との質問を發したのである。これに対して公孫龍は、表面上はそれを肯定する。

(9) 曰、變雙。曰、右。

曰く、隻を変せん。曰く、右なり。

公孫龍から右が可変概念であるとの言葉を取った客は、相對の片方(隻)、すなわちこの場合は左側に位置するものを、右の向う側へ位置変化させるとの条件を提起する。当然ながら客は、この条件変更によって、かつての右が左に変化するとの答を予想している。

しかるに公孫龍は客の期待を裏切り、それでも右は依然として右のままである、と返答する。それは、公孫龍が左右の本質を位置概念としてではなく、方向概念と捉えているからである。右が右側ではなく、右向きを意味するならば、右は相手、すなわち左向きの位置変化に何ら影響されることなく、常に右方向のみを指し続ける。

ここに至って、公孫龍が「右は与するもの有り。變ずと謂う可きか」(8)との客の問いを容認したのも、決して客と同一の思考に立ってのものではなかったことが判明する。公孫龍は、右向きが觀念上左向きと對置される相對概念であるとの意味で、右に「与するもの有り」性格を認めずに過ぎず、右と左が常に相手の存在を自己存立の必要条件とするとの意味で、それを肯定したのではない。同様に、右が自ら左に向きを変更する場合を想定して、右が可変であることを容認したまでであって、決して右が左の位置変化に影響されて、右から左への変化を余儀なくされ

るとの意味で、それを肯定したのではない。

また(4)や(5)で、公孫龍が「右は二と謂う可きか」とか、「左は二と謂う可きか」との客の提起を否定した行為も、彼が左右の本質を向きと捉えていたと考えるならば、その真意を諒解しうる。空間に単一の個物が存在するのみでは、それを右側に位置すると、左側に位置するとともに決定することはできない。個物二が左右に占位してこそ、はじめて両者を右側と左側とに区分できる。そこで客のように、左右を位置概念としてのみ理解するならば、右や左がそれ単独で存在することは不可能となり、必ず個数二の存在を想定しなければならなくなる。

ところが公孫龍のように、左右を方向と理解するならば、空間に右向きのもの一個、あるいは左向きのもの一個だけが、独自に存立しうる。右向きは、觀念上左向きと對置されるとしても、左向きの存在を何ら待まずに、己れのみで右向きなる性格を完全に保持できる。したがって公孫龍においては、右が存在する、あるいは左が存在するとの与件は、あくまでも獨立の個数一が存在することしか意味せぬのである。

(10) 曰、右苟變、安可謂右。苟不變、安可謂變。二苟無左、又無右、二者左與右奈何。

曰く、右苟くも變ずれば、安んぞ右と謂う可けんや。苟くも變ぜざれば、安んぞ變ずと謂う可けんや。二に苟くも左無く、又た右無ければ、二なる者の左と右とは奈何。

公孫龍の返答に激怒した客は、つぎのように反駁する。左が右に位置を変化させたと仮定する以上、かつての右は、今度は左に変化したはずである。それをどうして、依然として右のままなどと言ひ張るのか。そもそもあなたは(7)において、変化するとは不變なのではない、との私の

見解を肯定していたではないか。もし右概念が、片側の位置変化に関わらず常に不変なのであれば、どうして(8)で右が可変であると認めたのか。しかもあなたは、(2)と(3)で、「二に右無し」とか「二に左無し」などと断定したが、すでに個数二が存在していながら、そこに左も右もないと言うのであれば、個数二が存在する場合の左右の位置関係は、いったいどのように考えたらよいのか。

こうした議論の行き違いは、上述のように、客が数の性格を計量数としてのみ理解し、また左右の性格を位置関係としてのみ理解するのに反し、公孫龍が数の本質を順序数として把握し、左右の本質を方向と捉えるといった、両者の思考の根本的差異に由来している。だが公孫龍は、客との基本的立場の違いを明示して、客の反駁に直接応酬することなく、解答を先送りしたまま、新たな主題へと議論を転換して行く。

(11) 曰、羊合牛非馬。牛合羊非鶏。曰、何哉。

曰く、羊は牛に合して馬に非ず。牛は羊に合して鶏に非ず。曰く、何ぞや。

公孫龍は、羊は牛と同類を形成して、馬は異類として対象から排除され、また牛は羊と同類を形成して、鶏は異類として対象から除外される、との分類法を提示する。これに対して客は、その理由を訊ねる。

(12) 曰、羊與牛唯異、羊有齒、牛無齒、而牛之非羊也、羊之非牛也、未可。是不俱有、而或類焉。

曰く、羊と牛とは異なるいさへんと唯も、羊に齒有りて、牛に齒無ければ、而ち牛の羊に非ず、羊の牛に非ずとするは、未だ可ならず。是れ俱には有らざるも、而して或に類つねするなり。

客の問いに応じ、公孫龍はつぎのように、上記の分類法の論拠を解説

しはじめる。羊と牛とは、もともとは異種である。だが羊には齒があり、牛には齒がないとの、ただ一つの差異のみを基準に、牛と羊とを互いに異類に分類するのは、不十分な思考である。これは、たとえ両者の間に共通しない要素が存在しても、分類上は両者が常に同類を形成する事例である。

すなわちここで公孫龍は、齒の有無なる相違点一つは、決して牛と羊が同類であることを妨げず、牛と羊は恒常的に同類を形成する、と主張しているのである。

(13) 羊有角、牛有角、牛之而羊也、羊之而牛也、未可。是俱有、而類之不同也。

羊に角有りて、牛にも角有れば、牛の而ち羊なり、羊の而ち牛なりとするは、未だ可ならず。是れ俱には有れども、而して類の同じからざるなり。

さらに公孫龍は、(12)とは逆の場合をも設定して解説を加える。羊も牛も有角であるとの共通性一つのみを基準に、牛と羊とを直ちに同類に分類するのは、やはり不十分な思考である。これは、たとえ両者に共通する要素が存在していても、だからと言ってそのまま同類とはならない事例である。

前の(12)と同様に、ここでも公孫龍は、有角なる共通点一つのみでは、牛と羊を同類とするには論拠不足だと主張する。

(14) 羊牛有角、馬無角。馬有尾、羊牛無尾。故曰、羊合牛非馬也。非馬者無馬也。無馬者、羊不二、牛不二、而羊牛二。是而羊而非馬、可也。若擧而以是、猶類之不同。若左右猶是擧。

羊と牛には角有るも、馬には角無し。馬には尾有るも、羊と牛

には尾無し。故に曰く、羊は牛に合して馬に非ざるなりと。馬に非ざるとは馬無きなり。馬無ければ、羊は二たらず、牛は二たらずして、羊と牛と二たり。是を而て羊と牛とは馬に非ずとするは、可なり。若の挙は而ち是を以てせば、猶お類の同じからざるなり。左右の若きも猶お是の挙のごとし。

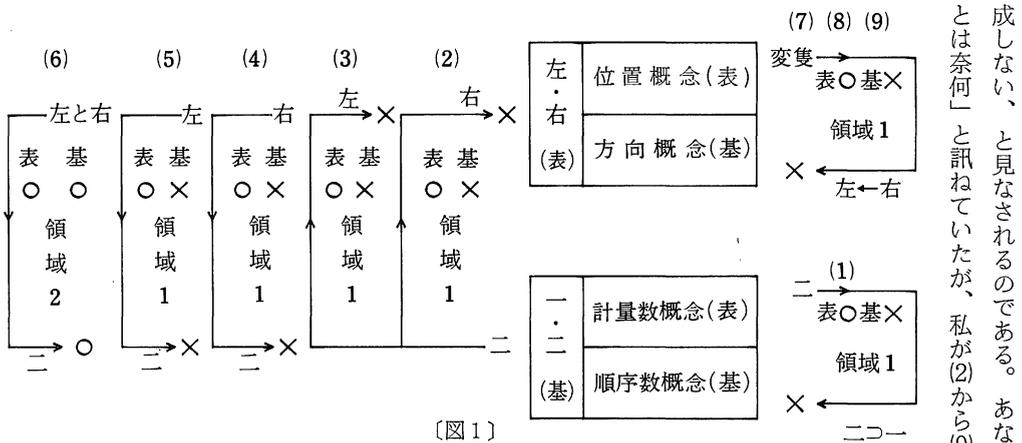
単に共通点一つのみ、あるいは相違点一つのみを理由に、二種の対象を同類や異類に分類すべきではない、との前置き(12)(13)を踏まえて、いよいよ公孫龍は、(11)の前半、「羊は牛に合して馬に非ず」とする分類法の論拠を開示する。

羊・牛・馬三者に対象を限定した上、それらの同異を分類する場合、羊も牛も、有角・無尾なる二個の共通要素を備えている。そこで羊と牛とは、これら二つの共通点によって、合同して同類を形成する。これに反し、馬は無角・有尾であり、羊・牛に対するこれら二個の相違点によって、羊・牛とは異類に分類される。だからこそ私は、(11)で「羊は牛に合して馬に非ず」と述べたのである。

このように、二個の共通点と二個の相違点とを基準にして、羊・牛が馬とは内包を異にする(非馬)とすれば、羊・牛を包摂する類の外延中に、馬は同類を組むべき選択対象として存在せず(無馬)、したがって羊と牛とは、馬を相手に同類(二)を形成することはない。そこで、羊と牛とが組んで同類(二)を形成するのである。

以上の思考形式を經由した上で、羊と牛とが同類であり、馬は異類であるとする分類法は、(12)や(13)とは違って、充分な正当性を保持している。こうした対象の選別法が、二個の共通点と相違点を内包にするとの判断形式に基づく以上、この場合に限っては、馬は羊・牛とは同類を形

普遍者たち(浅野)



成しない、と見なされるのである。あなたは(10)で、「二なる者の左と右とは奈何」と訊ねていたが、私が(2)から(9)にかけて述べた二と左右との関係も、実はここに示した対象の抽出法と同様の判断形式に依拠していたのである。

最後に公孫龍は、再び二と左右との関係を持ち出し、返答を保留してきた(11)での客の質問に、はじめて解答する。ただし公孫龍の発言は簡略に過ぎ、その意図を理解しがたいと思われるので、つぎに図を示して説明を加えてみる。

まず、「数二があれば(A)、数一がある(B)」との命題を扱う(1)では、客のごとく一と二を表層、すなわち計量数の領域において捉えるならば、AはBの十分条件となり、またBはAの必要条件となつて、この命題は成立する。

ところが公孫龍のごとく、一と二を基層、すなわち順序数の領域で捉えるならば、AはBの十分条件とならず、またBはAの必要条件とならずに、この命題は不成立に終る。なぜなら、この場合は数は時間的継起において把握され、いま二番目の数が存在することは、同時に一番目の数が存在することを意味せず、逆にいま一番目の数が存在し続けることは、いま二番目の数が存在するために必須ではないからである。二番目の数が先行する一番目の数を自己存在の根拠として前提することと、二番目の位置に同時に一番目の位置が存在することは、全く別問題である。もし時間的継起を抹消して、二と一との存在の同時性を主張しようとするのなら、やはり客のように数を計量数の領域でのみ扱い、数を集合と対応させなければならぬ⁽⁶⁾。

そこで(1)の命題は、表層でのみ成立して、基層では成立せず、異なる二つの領域の中、この命題が正当性を保持できる領域は、一個だけとなる。つぎに、「数二があれば(A)、右がある(B)」との命題を扱う(2)では、どうであろうか。もとよりこの場合に客は、位置概念を左右の關係に限定し、前後・上下の位置關係を除外した上で、数二と左右との關係を問題にしている。そして客のごとく、一と二を表層たる計量数の領域で、また左と右とをやはり表層たる位置概念の領域で捉えるならば、AはBの十分条件、BはAの必要条件となつて、この命題は成立する。しかるに公孫龍のごとく、一と二を基層たる順序数の領域で、また左と右をも基層たる方向概念で捉えるときは、AはBの十分条件とならず、BはAの必要条件とならずに、この命題は不成立に終る。なぜなら、左向きのもの二個が存在すると仮定すれば、二番目の数が存在することは、右向きのもので何ら意味せず、また右向きのもので存在

しなければ、二番目の数は存在しないとも言えないからである。

そこで(2)の命題は、表層同士の間でのみ成立して、基層同士の間では成立せず、結局この命題が正当性を保持するのは、表層同士を組み合わせた領域一つに限られるのである。そして「数二があれば(A)、左がある(B)」との命題を扱う(3)も、これと全く同じ性質を示す。

続いて、「右があれば(A)、数二がある(B)」との命題を扱う(4)に移ろう。客のごとく、左右を表層、一と二をも表層で捉えるならば、AはBの十分条件、BはAの必要条件となつて、この命題は成立するとき

これに反して公孫龍のごとく、両者をも基層の領域で捉えるときは、AはBの十分条件とならず、BもAの必要条件とならずに、この命題は不成立となる。なぜなら、右向きのもので一個のみが存在すると仮定すれば、右向きのもので存在は、そこに二番目の数があることを何ら意味せず、また二番目の数がなくても、そこに右向きのもので存在しうるからである。

そこで(4)の命題も、表層同士を組み合わせた領域でのみ成立し、基層同士を組み合わせた領域では成立しないから、この命題が正当性を保持する領域は、やはり一つだけと言ふことになる。そして「左があれば(A)、数二がある(B)」との命題を扱う(5)も、これと全く同じ性質を持つ。

それでは、「左と右とがあれば(A)、数二がある(B)」との命題を扱う(6)は、どうであろうか。客のごとく、左右を表層、二をも表層において捉えるとき、AはBの十分条件、BはAの必要条件となつて、この命題は成立する。

また公孫龍のごとく、左右と二の両者とともに基層の領域で捉えた場合でも、AはBの十分条件、BはAの必要条件となつて、やはりこの命

題は成立する。なぜなら、左向きのものと右向きのもとの存在する以上、そのどちらから数えはじめても、そこには二番目の数が存在することになり、また二番目の数が存在しないとすれば、左向きのものか、右向きのものか、いずれか一方はそこに存在しえなくなるからである。

したがって(6)の命題は、表層同士を組み合わせた領域でも、基層同士を組み合わせた領域でも、ともに成立し、異なる二つの領域に互って正当性を確保する。留意すべきは、公孫龍がこの(6)の命題に対してのみ、その正当性を肯定する点である。

最後に、「左右の左が位置を変化させれば(A)、かつての右は左になる(B)」との命題を扱ふ、(7)(8)(9)を考えてみよう。客のように、左右を表層で捉えるならば、AはBの十分条件、BはAの必要条件となつて、この命題は成立する。

ところが公孫龍のごとく、左右を基層で捉えるときは、AはBの十分条件とならず、BはAの必要条件とならずに、この命題は不成立に終る。なぜなら、左向きのもとの位置を右向きのもとの向う側に変化させても、右向きのものが示す方向は依然として右のままであり、また右向きのものが左に向きを変えなくても、左向きのものがその位置を変化させることは、いくらでも可能だからである。

とすれば(7)(8)(9)の命題は、表層でのみ成立して、基層では成立せず、この命題が正当性を保持する領域は一個だけとなる。

以上解説してきたように、(1)から(9)までの七種の命題に対し、公孫龍は異なる二つの領域に互る正当性を要求し、これが満たされたときに限り、その命題の成立を是認する。公孫龍は、羊・牛・馬三者の同異を区分するにあたり、共通点一つや相違点一つのみによる分類を否定して、

必ず共通点二つと相違点二つを揃えた上で分類するよう要求するが、二と左右との関係をめぐる諸命題に対しても、これと同様の判断形式を踏むべきだと言うのである。

(15) 牛羊有毛、鶏有羽。謂鶏足一、數足二、二而一、故三。謂牛羊

足一、數足四、四而一、故五。牛羊足五、鶏足三。故曰、牛合羊非鶏。非有以非鶏也、與馬以鶏、寧馬。材不材、其無以類審矣。舉是謂亂名。是狂舉。

牛と羊には毛有りて、鶏には羽有り。鶏の足と謂えば一、足を数うれば二。二と一、故に三。牛羊の足と謂えば一、足を数うれば四。四と一、故に五。牛と羊の足は五にして、鶏の足は三。故に曰く、牛は羊に合して鶏に非ずと。以て鶏に非ざるのと有るには非ざるも、馬と鶏とを以てせば、寧ろ馬ならん。材と不材とは、其の以て類する無きこと審らかなればなり。是を挙ぐるは名を乱すと謂う。是れ狂挙なり。

前の(14)では、牛・羊・馬三者間の同異が説かれ、公孫龍は牛と羊を同類として、馬を異類とする結論を導き出した。それに対し今度の(15)では、公孫龍は新たに鶏を加え、以下のごとく牛・羊・馬・鶏四者間の同異を論ずる。

牛と羊の両者が有毛であるのに対し、鶏のみは有羽である。また鶏の足とだけ称すれば、その数は一であり、具体的に足を勘定すれば、その数は二である。そこで、足概念一と具体数二とを合計すれば、鶏の足は結局三足となる。牛や羊の足とだけ称すれば、その数はやはり一であるが、具体的に足を勘定すれば、その数は四である。そこで、足概念一と具体数四とを合算すれば、牛や羊の足は結局五足となる。このように、

牛と羊の足の数がともに五であるのに反し、鶏の足の数だけは三である。これに、最初に挙げた有毛・有羽なる共通点と相違点とを加えれば、牛と羊との間には二種の共通点がある反面、牛・羊と鶏との間には二種の相違点が存在することになる。以上の論拠から、私は(Ⅱ)の後半で、牛は羊と同類を形成して、鶏は異類として対象より除外される、と述べたのである。

牛と羊とが、いかなる場合でも絶対に鶏と同類を組まないと言うのではないが、牛・羊が馬と鶏のいずれか一方を相手に選んで、新たな同類を形成する場合には、鶏よりは馬の側が対象として適合する。鶏と対比した場合の牛・羊間の共通点である、有毛・五足を内包とすれば、やはり馬をもこの類の外延中に収容しうる。たとえ等しく二つの相違点を持つとしても、羊・牛と馬との相違点である角と尾の有無よりは、羊・牛と鶏との相違点である、有毛と有羽、五足と三足の相違の側が、より本質的な差異(材と不材)だとしなければならぬ。とすれば、馬と鶏のいずれかを選択する場合、牛・羊が鶏の側を選んで同類を形成したりしないことは、もはや明瞭である。それにもかかわらず、馬を選択せずに、鶏を対象として抽出するやり方は、これこそ名分を錯乱させる所業と称すべきものであり、狂った抽出法なのである。

かくして、(Ⅱ)から開始された分類法に関する論理展開は、一応ここで終結する。ただし公孫龍は、最後の(Ⅱ)で再びこの問題に言及しており、この分類法の性格に対する最終的な理解は、(Ⅱ)を検討する段階まで待たねばならない。

(Ⅵ) 曰、他辯。曰、青以白非黄、白以青非碧。

曰く、他に弁ぜよ。曰く、青は白に以して黄に非ず、白は青に

以して碧に非ず。

公孫龍の論理に承服したせいかな否かともかく、すでに論争の姿勢を喪失した客は、さらに別の主題で議論を展開しよう求める。これに依じて公孫龍は、つぎのように論題を転換する。

青は白を相手に選択して一対の関係を形成し、黄は組むべき対象とはならない。白は青と組んで一対を成し、碧は選択すべき対象からはずれる。これによれば、青と黄、白と碧との組み合わせは排除され、白と青との組み合わせだけが、唯一の正常な形態と規定されている。

(Ⅶ) 曰、何哉。曰、青白不相與而相與。反對也。不相鄰而相鄰。不害其方也。不害其方者、反而對、各當其所。若左右不驢。

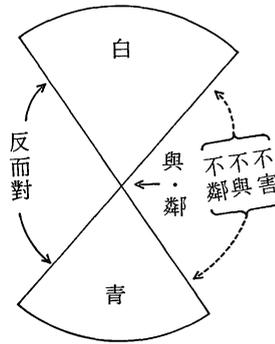
曰く、何ぞや。曰く、青と白とは相与せずして而も相与す。反對なり。相鄰りせずして而も相鄰りす。其の方を害せざるなり。其の方を害せざるは、反にして對し、各おの其の所に當ればなり。左右の驢かざるが若し。

客は、ただ白と青のみが正常な組み合わせであるのはなぜか、と問う。これに対して公孫龍は、以下のように青と白との関係を説明する。

青と白とは、互いに相手の領域に参与・介入せずに、しかも相互に一対を成す意味では、協力・関与し合っている。すなわちこの両者は、領域を全く異にし(反)ながらも、一方で相互に向き合う(對)関係にある。さらにこの両者は、境界線を共有する形で全面的には隣り合わないが、接点を共有する形では隣接する。したがって青と白とは、互いの方面・領域を侵害し合うことがない。その理由は、この両者が方面を異にしながら向き合っていて、明確に区分された上で、それぞれの領域に配当されているからである。これは丁度、(7)(8)(9)に述べた左右の關係と同

様である。左と右とが、片側の位置変化に影響されて、右が左に移行したり、左が右にくら替えしたりして、互いに紛らわしく入り混じったりしないのと同じく、青と白との関係も一定不変の恒常性を保つのである。

ここでの公孫龍の発言は、矛盾する論理ばかりを並べているかのようで、一見奇異な印象を与えるが、つぎに示す図を参照するならば、その意味がよく諒解されるであろう。



〔図2〕

(18) 故一於青不可、一於白不可。惡乎其有黃矣哉。黃其正矣。是正舉也。其有君臣之於國焉。故強壽矣。
故に青に一なるは可ならず、白に一なるも可ならず。悪んぞ其れ黃有らんや。黃は其れ正なり。是れ正挙なり。其れ君臣の國に有るなり。故に強にして寿なり。

公孫龍はさらに黄を持ち出し、青・白・黄三色の関係を解説する。青が白を圧迫して、青に専一になるのも、逆に白が青を迫害して、白に専一になるのも、どちらも正常な形態ではない。それでは、どうして選択対象としての黄が存在しえようか。黄の出る幕はなくなってしまうであろう。そもそも黄は、青と白の一对が同類として選択しうる正色であ

普遍者たち（浅野）

る。青と白との一对が、同類を形成すべき第三の対象として、黄と組み合わせる。正当な対象の抽出法である。こうした選択こそ、国家内部に君主と臣下とが正常に存在する形態をもたらす。だからこそ、国家の体制は強力であって、かつ永続するのである。

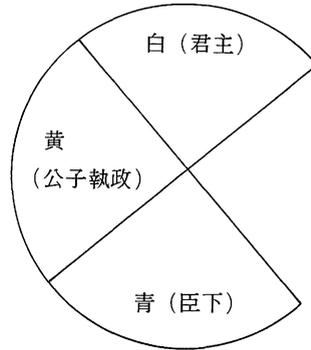
この(18)に至り、ようやく公孫龍は、白・青が君・臣に相應することを明かす。もつともこの段階では、青と白のいずれが君主を指すのか、その配当はいまだ判然としない。しかし、つぎの(19)以下の内容を参酌すると、白が君主に、青が臣下に配当されていることが判明する。とすれば公孫龍は、臣下が君主権を侵奪して、君位を全くの形骸と化する事態と、君主が群臣を弾圧して、君主専制を強行する事態とを、ともに否定しているとしなければならない。

それでは、第三の色として登場する黄は、いったい何を指すのであろうか。もし、臣下による実権奪取や、君主独裁の状況が出現してしまえば、もはや黄の出番はこないと語られる点より判断すると、黄は正常な君臣関係の均衡が崩れかけたとき、国家体制再建のために選択すべき次善の方策であるに違いない。

そして、より具体的には、この黄は公子が君主を補佐して国政に当る体制を指すと思われる。公孫龍は趙の平原君に客として仕えたが、平原君は武靈王の公子、恵文王の弟で、前二五七年に国都邯鄲が秦の大軍に攻囲されたとき、魏の信陵君に援兵を依頼して、趙を窮地より救うなど、宰相として君主を補佐しつつ、国政に参画していた。この当時、秦の強大な軍事力に圧迫されて、東方諸国では国内体制が動揺し、君主権の地位低下をきたしていた。その投影として、平原君以外にも、魏の信陵君・楚の春申君・斉の孟嘗君など、公子が君主を補佐して国政を運営

する政治形態が出現し、彼らは四君子と称せられた。公孫龍は、こうした政治体制により、傾きかけた君臣間の均衡を回復し、国家の安定的存続を図ることこそ、選択すべき次善の策だと考えたのであろう。

以上述べてきた⑩の内容を図に示すと、つぎのようになる。



〔図3〕

⑩ 而且青驪乎白而白不勝也。白足之勝矣而不勝。是木賊金也。木賊金者碧。碧則非正舉。

而るに且に青は白に驪きて白勝たざらんとす。白は勝つに足るも而して勝たず。是れ木の金を賊するなり。木金を賊すれば碧なり。碧なれば則ち正挙に非ざるなり。

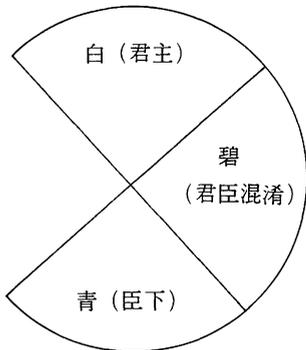
続いて公孫龍は、第四の色である碧の説明を始める。青と白との一対は黄を次善の選択とすべきなのだが、それにもかかわらず、まさに青（臣下）が白（君主）の地位を浸蝕して、君主はそれを制止できない状況になるうとしている。本来の地位からすれば、君主は臣下の越権行為を禁圧するに十分な権力を保持するはずなのだが、実際には臣下による君主権の侵奪を阻止できずにいる。かかる状態は、木（青・臣下）が金（白・君主）を賊害しているのに他ならない。臣下が君主の領域を侵犯

して、両者が紛らわしく入り混じるならば、その領域の色は碧となる。君主と臣下の一対が、さらに同類を組むべき相手を選ぶ場合、黄（公子）ではなく、碧（君臣混淆）を選択の対象とするのは、正当な対象の抽出法ではない。

ここでは、青（木）が白（金）の領域を侵害するとの表現によって、青が臣下に、白が君主に配当されていることが鮮明になる。そして碧は、臣下が君主権を脅し、君主がそれを抑止できぬ混迷した領域の色と規定される。公孫龍は前の⑩で、「黄は其れ正なり」と述べていたが、それは黄が、青・赤・白・黒と並ぶ五正色の一つだからである。これに反して碧は、白と青とが混合した中間色と見なされ、正色ではないとして選択の対象から排除されている。

また公孫龍は、白―金、青―木との配当にも触れるが、これは、青―木、赤―火、黄―土、白―金、黒―水、といった五行説に部分的に一致している。だが公孫龍は、黄を持ち出して置きながら、それを土に配当する思考には全く言及しておらず、彼の議論全体を通常の五行説にそのまま当てはめることには、少しく無理がある¹⁰う。

なおここでの内容を図示すると、以下のようなになる。



〔図4〕

(20) 青白不相與而相與、不相勝、則兩明也。争而明、其色碧也。

青と白は相与せずして而も相与し、相勝たざれば、則ち兩つながら明らかにせんとす。争いて明らかにせんとすれば、其の色は碧なり。

青・白・碧三者の關係について、公孫龍はさらに説明を加える。青(臣下)と白(君主)とが互いに協力し合わずに、相手の領域に介入し合い、どちらも相手を制圧できぬ状態になれば、臣下と君主はともに自己の存在を顯示しようとする。両者が競争して自己の色彩を鮮明にしようとし、互いに譲らなければ、その領域の色彩は、双方が混合した碧色となる。

馬王堆漢墓より出土した古佚書『伊尹九主』は、君臣論を中心とした政治思想を説き、君臣双方の失政を各種の型に分類してみせる⁽¹⁾。その中には、公孫龍が説く碧の状況によく似たものがあるので、以下に掲げてみる。

● 勞君とは、專授の能く悟る者なり。能く專授の主に悟る者なり。能く悟るも、道に反ること能わず。自ら其の邦を為むる者は、主は勞して臣は佚す。人を為むるの君は、臣の能くする所に任す。因りて主は知と為る。事を君に倚するは、道に逆うなり。兇の主に帰するは、君ならず。臣主相侵し、君は未だ失道より免れず。

● 半君は專授にして悟る能わざる者なり。是の故に、主を擅ままするの臣は、主の悟らざるを見る。故に其の主の蔽を用いて殺戮すれば、群臣恐懼す。然る後に主の利を奪いて主の臣に与うれば、党を下に成し、主と權を分かつ。是の故に臣は邦の半ばを獲る。夫れ其の半ばを獲れば、則ち臣は横為りて、主は則ち危為り。臣主の横危

普遍者たち(淺野)

するは、危の至りなり。

勞君とは、率先して自ら事業をしたがる君主で、その国家は、君主は臣下と功績を競い、臣下は失敗の責任を君主に押しつける、といった様相を呈する。また半君とは、君主の權力を奪った重臣が、それを利用して群臣を操るのを阻止できない君主で、「主と權を分かち」、「邦の半ばを獲る」臣下に牛耳られた国家は、まるで君主と臣下が折半するかの様相を呈する。まさしく碧とは、こうした「臣主相侵し」、「臣は横為りて、主は則ち危為る」状況を指すのであろう。

(21) 與其碧寧黃。黃其馬也。其與類乎。碧其鷄也。其與暴乎。暴則君臣争而兩明也。兩明者、昏不明。非正舉也。非正舉者、名實無當、驪色章焉。故曰、兩明也。兩明而道喪。其無有以正焉。其の碧に与するよりは寧ろ黄なれ。黄は其れ馬なり。其れ与に類せんか。碧は其れ鷄なり。其れ与に暴せんか。暴すれば則ち君臣争いて兩つながら明らかにせんとす。兩つながら明らかにせんとすれば、昏くして明らかならず。正舉に非ざるなり。正舉に非ざれば、名実は当ること無く、色章を驪く。故に曰く、兩つながら明らかにせんとす。兩つながら明らかにせんとして道喪ぶ。其れ以て正しきこと有る無し。

この(21)で、いよいよ公孫龍は通變論全体を締めくくる。君主と臣下のみで正常な国家運営を継続しがたい場合、次善の策として、碧(君臣混淆)と黄(公子執政)のいずれを選択し、新たに君臣關係の中に組み込むべきか、との判断を生ずる。そのときは、碧よりもむしろ黄の側を選択すべきである。黄は牛・羊の場合の馬に相当し、牛・羊と馬とが新たな同類を形成できたように、黄もそれまでの君臣關係の枠組みに加わっ

て、新たな同類を形成しうるであろう。

これに反して碧は、牛・羊の場合の鶏に相当し、牛・羊と鶏が異類のままに終わったように、相容れぬ青・白と碧とを無理に組み合わせるならば、碧は従来の君臣関係の枠組みと衝突して、その秩序を破壊するであろう。碧が君臣関係の秩序を破壊すれば、君主と臣下は自己の存在を顕示しようとして争う。このように、君臣双方が競って自己顕示に走り、相譲らなければ、結局は打ち消し合って、いずれの色彩も鮮明にはならず、全体が昏冥に陥る。

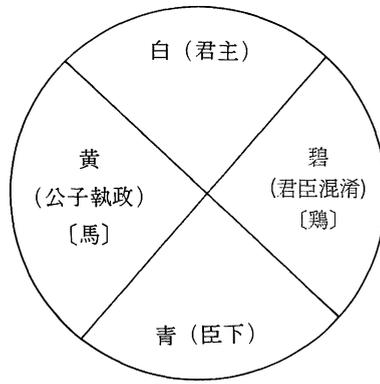
だからこれは、正当な対象の抽出法ではない。正当な抽出法を採用しなければ、名と実とは合致せず、他者の領域を侵犯しても己れを輝かせんとして、色彩は入り乱れて混濁する。そこで私は、両者ともに自己を顕示しようとする、と指摘したのである。このように、互いに相手を打ち消す形で、自己の存在を誇示しようとするれば、それぞれが己れの名分を守るとの正常な在り方は喪われて行き、名と実との正しい対応関係も消滅するのである。

ここでは、(11)から(15)までに説かれた牛・羊・馬・鶏四者間の同異と、(16)以降の青・白・黄・碧四者間の同異とが対応させられている。「青は白に以て黄に非ず」(16)との発言から明らかなように、本来在るべき正常な政治形態は、白と青との組み合わせだけであって、そこに黄が加わるのは、もとより理想の姿ではない。新たに黄が参加する変則的形態は、白と青のみではもはや国家が運営しがたく、黄か碧かの二者択一を迫られた際取るべき、あくまでも次善の便法に過ぎない。

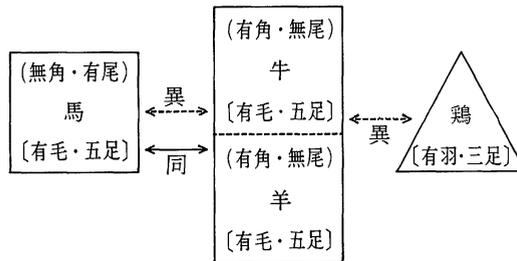
それは丁度、「羊は牛に合して馬に非ず」(11)と、最初は牛・羊のみが本来の同類で、馬は異類であるとされながら、新たに同類に加えるべき

対象として、馬か鶏かの二者択一を迫られたときに、鶏を排除して、馬を選択していたのと同じ構図である。条件の如何によらぬ恒常不変の同類関係は、牛と羊の間にだけ成立するのである。

この両者の類似関係を図で示せば、つぎの図5と図6のようになる。



〔図5〕



〔図6〕

さて、(11)から(15)までの分類法においては、対象を同類か異類か判定する際、共通点・相違点ともに、二個ずつを揃えることが要求されていた。しからば(16)以降の君臣論では、この基準がどのように満たされているであろうか。

まず基本型となる青・白の一对には、君主は君主としての本分を守り、臣下は臣下としての本分を守る、との性格が与えられていた。さら

に公孫龍は、君臣は均衡を保ちながら協力し合う、との第二の性格をも付与している。

とすれば、鵷に相応する碧は、これら二つの性格をもとに所有してはいないはずである。第一の性格について見ると、碧では「青は白に驪きて白勝たざらんとす」(19)る以上、すでに君は君たらず、臣は臣たらざるわけで、君主でもなく臣下でもない碧の領域は、確かに第一の性格を喪失している。つぎに第二の性格を考えると、碧では「青と白は相与せず」(20)、「与に暴し」て「君臣争う」(21)のであるから、碧はこの点でも全く失格である。

これに対し、一方の黄はどうであろうか。第一の性格に関しては、公子は君主の血族であって、群臣に対しては君主の代役としての立場を保つが、同時に君主に対しては、あくまでも臣下の立場を守らねばならない。したがって公子は、いわば君でもあり臣でもあるとの二面性を持つており、君主と臣下の双方に対して共通点を確保する。つぎに第二の性格を考えると、公子はもとも公族であるから、たとえ君主権を代行しても、臣下が君位を侵害したのではなく、また一方で臣下でもあるから、よしんば宰相として政務を遂行しても、君主が臣下の職分に介入したことにはならない。かくして公子は、君主と臣下との間を仲介・調停して、君を君たらしめ、臣を臣たらしめながら、両者の協力関係を回復させるわけで、第二の性格をも十分に備えていると言える。

以上述べたように、碧は正常な君臣関係に対し、二重の相違点を含むために、選択すべき対象から除外されるのであり、これに反して黄は、正常な君臣関係に対して、二重の共通点を兼備するために、次善の選択の対象として肯定されるのである。

普遍者たち(浅野)

二

本章では、第一章での通変論解釈を踏まえながら、公孫龍は通変論によっていったい何を訴えようとしたのか、その思想的立場を考えてみることにしたい。

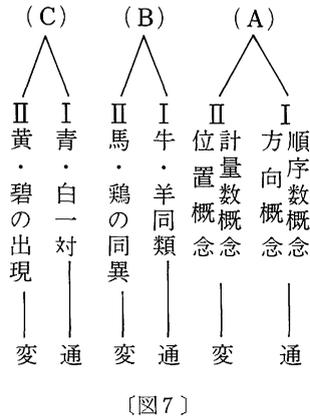
通変論に登場する論題は、以下の三分野に大別しうる。その第一は(1)から(10)に至る数理哲学論(A)であり、第二は(11)から(15)に至る同異論(B)であり、第三は(16)から(21)に至る君臣論(C)である。元来これら三者は、相互に独立した異質な分野としなければならぬ。しかるに公孫龍は、「左右の驪の若きも猶お是の拳のごとし」(14)と、(A)と(B)を関連づけたたり、「左右の驪かざるが若し」(17)と、(A)と(C)を関連づけたたり、「黄は其れ馬なり」「碧は其れ鵷なり」(21)と、(B)と(C)を関連させたりする。つまり公孫龍の意識においては、(A)(B)(C)三者は全く別個の論題としてではなく、相互に重なり合うものとして、連続的に理解されているのである。

それでは、公孫龍は(A)(B)(C)三者の間に、いかなる形での共通性や連続性を認めているのであろうか。その第一は、命題に是非の判断を下す際の判定基準、言い換えれば論証形式に関わる共通性である。(A)では命題肯定の要件として、基層と表層の二領域に互る妥当性が求められている。そして(B)では、(A)の形式を承けて、二個ずつの共通点と相違点とが、同類か異類かを判定するための要件とされていた。さらに(C)では、(B)の形式を転用する形で、黄と碧のいずれを選択すべきかに関し、二種の判定基準が立てられていた。

もとより(A)(B)(C)の三分野は、互いに性格を異にしているから、必ず二

個の論拠を用意する論証形式では共通していても、この論証法が三領域に互って全く同質に機能することはありえない。この論証法が最も強力に作用するのは(A)の分野で、公孫龍は(A)で確立した形式を適用する手段によって、(B)における自説の正当性をも保障させ、さらに(B)と(C)を同一視する論法によって、最も形式論理による論証が困難な、(C)の分野での自説の正当性を、(A)や(B)の庇護の下に補強せんとしている。ともかく公孫龍は、こうした操作によって、(A)(B)(C)三者間に論証形式の共通性と連続性を設定したのである。

公孫龍が三者の間に設定した第二の共通性と連続性は、この篇全体を貫ぬく主題、すなわち通と変とを対比する構図である。最初にその構図を図で示して置くと、つぎようになる。



〔図7〕

(A)―Iは、条件の変化によって自らの性格を変更されることのない、永遠性・独立性(通)を保持する。これに対して(A)―IIは、「二に一有り」(1)と、二が一と一とに解体され、他者に置き換えられ(変)て、自己の独立性を確保できなかったり、あるいははかつての右が左に移行(変)して、永遠性を維持できなかったりする。

また(B)―Iは、分類に際し、他の対象の存在如何に関わらず、常に同類を形成すべき、恒常不変性(通)を備える。ところが(B)―IIの側になると、馬は比較の対象が鶏であるときは、牛・羊と同類を形成できるが、己れ単独の場合は異類として排除されるといった、状況による変化(変)を免れない。もとより鶏もこれと同じく、同類と異類の間を移動(変)する性質を持つ。

さらに(C)―Iは、いついかなる状況の下でも、理念としては常にそう在るべき、唯一の正常(通)な秩序である。これに反して、(C)―IIの側は、(C)―Iの正常な枠組みが均衡を失って、危機に陥ったときに発生する、変則的(変)な形態でしかない。黄が青・白と同類を組むことが是認されるとは言っても、それは碧との相対的比較においてのみ選択される、次善の策にとどまり、恒常不変の秩序に復帰するための一時的便法(変)に過ぎない。

以上のように公孫龍は、通と変とを対比する構図を、(A)(B)(C)三分野に一貫する共通性として設定している。そしてこの場合も、論証形式の上で最も論拠の強力な(A)が、次いで論証力の強い(B)の正当性を支え、最も理念的性格が濃厚な分だけ、形式論理による説得力が薄弱な(C)を、(A)と(B)が援護するといった形で、三者の間には意図的な連続性が設定されている。

通変論全体はこうした構造を持つのであるが、公孫龍はこれによって、概念間の関係を規定する際、それぞれの概念が通の位相に属するか、それとも変の位相に属するかを厳密に区分せよ、と主張している。

もし数概念を變の位相でのみ把握し、数と数との關係を「二に一有り」(1)と思考するならば、本来他者を含まずに獨立していた普遍者は、他者によって分解され、置き換えられて、自己の獨立性を喪失する。そしてこれが逆に作用すれば、概念は他者をも本来的に自己に内含すると詐称して併合し、膨張し続けることにもなる。

しかも、變の位相が通の位相を隠蔽して、あたかも己れこそが概念の本質であるかのように偽装し、「二に右有り」(2)とか「左は二と謂う可し」(5)と主張しはじめるならば、その併呑は、未来を先取りする形で進行し、一層果てしのないものとなる。同様に、左右の本質たる方向概念を位置概念が遮蔽して、左の位置変化につれて、かつての右が左に移行すると思考するならば、それは永遠に不變なるものの地位を、一時的變化形が篡奪する事態を招く。

また、もし馬が、もともと牛や羊とは完全に同類なのだと自称して、平然と仲間に加わったり、あるいは鶏が馬を押しつけて、牛・羊と同類を形成したりすれば、同類としての共通性を持たぬ異端者たちが、恒常不變の枠組みに手を振って参入し、普遍的枠組みを破壊して行くであろう。

さらに、もし国内秩序の混乱と君主権の地位低下につけ込んで、誰が君主で誰が臣下か判然とせぬ君臣混淆状態がまかり通るならば、これは一時の変則的現象が、永遠に不變であるべき秩序を乗っ取り、己れこそが正常な体制であると宣言したに等しい。

このように、通と變との位相差を曖昧にせんとする企ては、広汎な名実の錯乱を引き起こし、ついには国家体制までも深い混乱に陥れる。公孫龍はかかる事態を憂慮し、各概念が「各おの其の方に当り」て「其

普遍者たち(浅野)

の方を害せず」(7)に、自己の帰属する位相を厳守し、互いに他者の領分や位相に侵入しては「兩つながら明らかにせん」(20)とする行為を中止せよと、警告を発したのである。

したがって、通變論における公孫龍の思想的立場は、単に概念の位相を通と變とに区分して探究するといった、論理学的側面にとどまらず、最終的にはそれによって、天下・国家の安定的秩序を回復せんと願う、政治思想の色彩をも強く帯びたものになっている。

その背景には、趙における平原君の政治的立場を擁護し、正当化しようとする意図が介在していたと思われ、そこに、彼が平原君の厚遇を受けた理由の一端を窺うことも可能であろう。だが上述のごとく、通變論の理論は、公子が君主を補佐するとの政治体制を、無条件で容認するものとはなっておらず、公孫龍が客としての己れの立場から、主君たる平原君に追従した所産とだけは見なしたい。

この間の事情を考察するために、つぎに關係資料を掲げてみる。

虞卿欲以信陵君之存邯鄲、爲平原君請封。公孫龍聞之、夜駕見平原君曰、龍聞、虞卿欲以信陵君之存邯鄲爲請封、有之乎。平原君曰、然。龍曰、此甚不可。且王舉君而相趙者、非以君之智能爲趙國無有也。割東武城而封君者、非以君爲有功也。而以國人無勳、乃以君爲親戚故也。君受相印不辭無能、割地不言無功者、亦自以爲親戚故也。今信陵君存邯鄲而請封、是親戚受城、而國人計功也。此甚不可。且虞卿操其兩權、事成、操右券以責、事不成、以虛名德君。君必勿聽也。平原君遂不聽虞卿。(史記「平原君列傳」)

平原君は魏の信陵君に援兵を依頼し、秦の攻囲軍の前に陥落寸前の邯鄲を救った。そこで虞卿は孝成王に対し、平原君の増封を申請する。こ

れを伝え聞いた公孫龍は、平原君に強硬に辞退を迫る。

そもそも、平原君が宰相に任命されて国政を担当し、また東武城に封建されて領主の身分にあるのは、平原君個人の才能や功績によってではなく、一重に君主の親戚であるからに他ならない。しかるに、もし今回の戦役に自ら功有りとして、新たな采邑を受けるならば、それは才能や功績によって地位や俸禄を受ける臣下と、全く同等の立場に立つことを意味する。血縁の故に現在の地位を得て置きながら、臣下と同じ資格で恩賞を受けると言うのでは、平原君は異質な立場を二重に混在させることとなる。したがって増封を固辞し、あくまでも公族の一員として君主を輔佐するとの自己の本分を厳守すべきである。

その上、虞卿が臣下の分になりながら、宰相たる平原君の論功行賞を計るのは、賞罰の権を握る君主への越権行為も甚だしい。臣下はどこまでも臣下の職分を守り、決して君主権を侵害すべきではない。

以上が公孫龍の展開する論理である。ここには通変論と同じく、一方で平原君が宰相として君主を輔佐する政治体制を容認しながらも、他方でその立場に厳しい制約を課し、血族として君主を輔佐しているのであって、利禄目当てに臣従しているのではないとの、己れの名分を逸脱せぬよう、強く自制を求める姿勢が読み取れる。平原君を「無能」「無功」と断言して憚らぬ公孫龍の態度からも、通変論の理論を形成した公孫龍の意図を、平原君に対する阿諛と解すべきではなからう。公子執政なる一時的便法によって急場をしのぎ、やがて君臣がそれぞれの本分を守りつつ、協力し合って国家の運営に当る、唯一正常な国家体制への復帰を希求する点にこそ、通変論の真意があったと見るべきである。

結 語

公孫龍は通変論において、さまざまな普遍者たちの永遠性や独立性を守護せんと試みた。

それは、「未だ与に堅為らざるも、而して堅は必ず堅なり。其の石・物を堅くせずして而も堅なり」とか、「若の白なる者必ず白なれば、則ち物を白くせずして而も白なり」と、堅や白を個物に從属させる思考を否定して、その独立性を守ろうとする堅白論の立場や、「白なる者白とする所を定めざれば、之を忘るも可なり。白馬なる者は、白の白とする所を定むるを言うなり。白とする所を定むる者は、白には非ざるなり」と、白の普遍性を守ろうとする白馬論の立場と共通する。

そしてまた、概念の位相を通と変とに厳密に区分し、概念間の不当な併合や移行を否定せんとする点では、「白馬は馬に非ず」とする白馬論や、「其の位する所を出ずるは、位に非ず。其の位する所に位するは正なり。其の正なる所を以て、其の不正なる所を正す。其の不正なる所を以て、其の正なる所を疑わず」とか、「彼を彼として彼に止まり、此を此として此に止まるは、可なり。此を彼として彼且に此ならんとし、彼を此として此且に彼ならんとするは、可ならず」とする名実論の立場とも合致している。

各個物が、自らすべての実体を具備していると思いがかり、自らが普遍であり永遠であると詐称して、本来的に絶対他者であるものを、あたかも自己に固有の属性であるかのように、己れの中に併合したり、各概念が他の概念との重複や移行関係を契機に、つぎつぎと位相の異なる概

念を包摂し続け、互いに肥大化する事態を放置するならば、そこに待ち受けるのは、「名実の当ること無き」(通変論 錯乱でしかない。ふり返れば、実をのみだして膨張せんとする名と名の衝突こそが、「暴すれば則ち君臣争いて、両つながら明らかにせんとす」(同)と、臣下は君主を凌がんとし、君主は臣下を弾圧せんとして、互いに相手の領域を侵犯し合う、社会秩序の破壊をもたらしてきた。

永遠なるもの、不変なるもの、独立せるもの、日々に「道喪ぶ」世界の混乱は、普遍者たちを守る行為によってのみ救済される。

註

- (1) 拙稿『公孫龍子』指物論の立場——その認識論の性格——(集刊東洋学・37号)、「堅白石——公孫龍に於ける対象認識の様相——」(島根大学教育学部紀要・第11巻)、「白馬と馬の間——『公孫龍子』白馬論の意味——」(島根大学教育学部紀要・第12巻)。
- (2) たとえば、右向きの矢印が円柱の側面に沿って進む場合が、それに該当する。
- (3) この前後は、原文では「曰、右苟變、安可謂右、苟不變、安可謂變、曰、二苟無左又無右、二者左與右、奈何、羊合牛非馬、牛合羊非鷄」となっている。しかし、この文は前後の論理展開から考えて、最初の「曰」から「奈何」までが連続した客の質問であり、後の二句はそれに応ずる公孫龍の発言であることが明瞭である。故に二番目の「曰」の位置は、「奈何」と「羊合牛非馬」の間に移動させるべきであり、私見によって改めた。
- (4) 「雖」と「唯」は古く通用した。『墨子』尚賢中篇に「故唯昔三代聖王、堯舜禹湯文武之所以王天下、王諸侯者、此亦其法已」、非命上篇に「今雖毋求執有命者之言」とあるのや、銀雀山漢墓から出土した竹簡本『孫子』虚実篇に「敵唯衆」とあるのが、その例である。
- (5) ここでは「或」を恒常の意に解した。『老子』第四章に「或不盈」とあ

普遍者たち(浅野)

るのがその例で、河上公注は「或、常也」と語釈する。もとより、ここを「或いは」と読んで、両者の間に共通しない要素が存在しても、なおある内包によって、両者が同類を形成する事例である、と解釈することも可能である。ただしその場合でも、牛・羊・馬・鷄四者間の同異を決定する際には、結果的に牛と羊とが恒常的に同類を組む点に変わりはない。

- (6) 公孫龍は、順序数と計量数の性質を嚴重に区別する思考によって、数概念を実体化せんとしている。Gödel が自然数はすべて、 $\{1, 2, 3, \dots, \omega, 2\omega, 3\omega, \dots, U\omega\}$ のように表記できるとして、順序数と計量数の性質を同時に表示しうる方法を創出するとともに、数を人間の観念的思弁の表象・符号に過ぎぬとして、「整数は神によって創造された。その他すべてのものは人間が造った」(Kronecker) とする数の実体化を全面的に否定したことは、この点で示唆的であろう。

- (7) これは足概念を実体化する思考で、『莊子』天下篇の所謂「弁者二十一条」の中にも「雞三足」と見え、戦国期の弁者間に伝承された著名な論題であった。『呂氏春秋』淫辞篇に、「孔穿公孫龍相與論於平原君所。深而辯、至於藏三牙、公孫龍言藏之三牙甚辯。……謂藏三牙、甚難而實非也。謂藏兩牙、甚易而實是也。……」と記される「三牙を蔵するの弁」も、鼎の取手は両側に一個ずつの二個ではなく、三個存在すると言うもので、原理的には同様の議論である。その理論の詳細は不明であるが、『公孫龍子』の亡佚した八篇の中に専論があったと思われる。前記の資料でことさらに「藏」が強調される点よりすれば、普遍的な足概念が一時的に個物に宿り、個物が普遍概念を内蔵する期間だけ、その発現形としての具体的な足が存在する、といった形ではなかったかと推測される。
- (8) 二十家子書本では「若」字がなく、道藏本により補った。謝希深の注にも、「若左右之不相雜」とある。
- (9) つぎの(8)に至って明確になることであるが、公孫龍は青を臣下に、白を君主に配当している。したがって、反は君主が上に向かって尊く、臣が下に向かって卑い方向性を、対は君主が下に向かって統治し、臣が上に向かって服従する方向性を、それぞれ含んだ思考であろう。

普遍者たち（浅野）

- (10) この点は、金は木に勝ち、木は土に勝ち、土は水に勝ち、水は火に勝ち、火は金に勝ち、とする五行相勝説に関しても同様である。木が金を賊するのは、確かに金が木に勝ちとの理法に対する反逆と言える。ところが相勝説に従えば、木―青―臣下は土―黄―公子執政に本来的に勝つことになり、通変論の内容とはそぐわない。また方角の配当に関しても、五行説では土―黄が中央を占め、やはり公孫龍の政治論とは適合しない。
- (11) その詳細については、拙稿「古佚書『伊尹九主』の政治思想」（島大國文・第12号）参照。

（島根大学教育学部国語研究室）